

長野医療生活協同組合医療技術系学生修学資金貸与規程

第 1 条（目 的）

- 1 長野医療生活協同組合（以下、組合という）は、組合と県民医連の発展に参加・貢献する医療技術者を養成するために、一定の条件を満たす者に対して、その勉学・生活条件改善の支援を目的として、修学資金の貸与を行う。
2. その修学資金の貸与に関わる事項は、この規程の定めるところによる。

第 2 条（貸与対象者）

- 1 修学資金の貸与が受けられるのは、医療技術者養成のための大学（短期大学を含む）・専修学校または各種学校に在籍あるいは入学が決定している者であって、組合並びに民医連の目的に共感し、卒業後直ちに組合への就職を希望する者とする。
- 2 原則卒年次30歳以下の学生を対象とする

第 3 条（申 請）

修学資金の貸与を希望する者は、次の書類を理事長に提出するものとする。

- (1) 修学資金貸与支給申請書（組合所定）
 - (2) 決意書（組合所定）
 - (3) 連帯保証書（組合所定）
 - (4) 履歴書（市販のもの、直筆に限る）
 - (5) 学生証写し
2. 申請に対しては、関係職種の実務者との面接を行うものとする。

第 4 条（決 定）

理事長は、修学資金貸与の申請を受けた場合には、すみやかに提出された書類の審査を行い、面接を行った関係者の意見を聞いた上で貸与の適否を決定し、その結果を常任理事会に報告するとともに、申請者に対しても直ちに通知しなければならない。

第 5 条（修学生及び連帯保証人の義務）

- 1 修学資金の貸与を受ける者（以下、修学生）は、在学期間中勉学に励み、将来の医療生協・民医連職員にふさわしく資質の向上に努めなければならない。また、組合等が行う修学生会議や病院実習などに積極的に参加しなければならない。年間学生企画を含め年間2回以上参加すること。
2. 修学生及び連帯保証人は、次の各号に該当する事態が生じた場合には、速やかに組合に届け出なければならない。

- (1) 貸与支給申請書記載事項に変更があった場合
- (2) 連帯保証書記載事項に変更があった場合
- (3) 修学生本人に不測の事態が生じた場合

第 6 条（修学生の取り消し）

1 理事長は、修学生が次の各号に該当する場合には修学生を取り消すことができる。

- (1) 当該修学生が、学業を継続することが困難とみなされる場合
単位不足等により新たな学年に2回進級できなかった場合
もしくは学業が継続できなかった場合
- (2) 当該修学生が、修学生にふさわしくないと判断された場合

2. 修学生から修学資金を辞退する申し出を受けた場合には、理事長は本人の意思を確認した上で修学生の取り消しを行う。理事長は、修学生の取り消しを行った場合には、常任理事会に報告するとともに、修学生であった者に対して速やかに通知する。

第 7 条（支 給）

1. 修学資金は申請の月から支給する。ただし、就学前の期間は含まれないものとし、また申請の月以前にさかのぼっての支給も行わないものとする。また、看護学校定時制進学コース修学生については、第3学年時の1年間のみを支給期間とする。
2. 修学資金の月額額は5万円とし、毎月25日に支給する。本人名義の郵便口座への振込とする。
3. 修学資金を支給する期間は、修学生の卒業及び資格免許取得に必要な最短期間を限度とする。但し、理事長が認めた場合には支給期間を延長することができる。

第 8 条（返 済）

- 1 修学生は、返済の免除に該当する者を除き、貸与された修学資金を返済しなければならない。
2. 修学資金の返済は、第6条に該当した場合もしくは組合に採用されなかった場合は事由が生じた日から1ヶ月以内に、修学生本人又は連帯保証人が全額一括で行うものとする。1ヶ月以内に全額の返済が行えない場合には、分割での返済も行えることとする。(原則貸与をうけた同等の期間で返済をすることとする)全額一括返済期限の日の翌日を起算日として、年3%の利息を貸与残高に課することとする。返済完了までの期間が1年満たない時の利息は月割りとし、1ヶ月に満たない期間の利息は免除するものとする。
3. 修学生の希望により、所定の学校を卒業して資格免許を取得した後さらに進学(大学編入も含む)場合には、理事長は本人からの申し出により返済開始を延期することができる。但し延期期間は原則として2年以内とする。

第 9 条（返済の免除）

- 1 修学生が、卒業後、修学資金の貸与を受けた期間と同等の期間にわたって組合の指定する病院・診療所などで勤務した場合には、修学資金の返済を免除する。但しその勤務期間中の、産休・育休・病欠などの休業期間は除外する。
2. 修学生であった者で、返済の免除を適用する職員には、月々に免除を受ける金額を給与に加算することとする。

第 10 条（改 廃）

この規程の改廃は、理事会の議決による。

第 11 条（付 則）

1. この規程は、2000年3月1日から実施する。「奨学金制度貸与規程」は同日をもって廃止する。
一部改正 2003年3月7日（第8条返済改正）（9条削除）（10条削除）
（11条→9条改廃）（12条→10条付則改正）
一部改正 2007年3月24日（第8条返済改正）（9条返済の免除追加）
（10条・11条追加）
2. 第9条第1項に規定する休業日数の月換算は次のように行うものとする。
 - （1）年度を通算して休業日数の合計を30日で除し、端数が16日未満の場合は0.5ヶ月、16日以上は1ヶ月として月数を算定する。
 - （2）年度途中で退職する場合は、退職日までの休業日数の合計を30日で除し、その端数16日未満は0.5ヶ月、16日以上は1ヶ月として月数を算定する
3. 2003年3月から2007年3月までの貸与規程による修学資金者への経過措置
 - （1）既に組合に就職し、返済を行っている者
2007年4月以降の修学資金については、2007年改正規程の適応者とし、本人との書面確認をもって返済残額期間の返済を免除する
 - （2）現在修学資金の貸与を受けている者
2007年改正規程の適応者とし、本人との書面確認をもって改正規程の適応とする
4. 2015年6月30日から実施とする
一部改正 2015年 6月30日（第2条年齢追加）（第3条（5）追加）
（第5条・6条追加）（第7条改正）（第8条改正）